

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和6年2月29日（令和6年（行個）諮問第30号）

答申日：令和6年12月11日（令和6年度（行個）答申第145号）

事件名：本人が行った審査請求（特定日受付）に対する決定に係る文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下、そのうち不開示とされた保有個人情報記録されたものを併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下、そのうち本件文書に記録されたものを併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年12月13日付け法務省権調第155号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、非開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

本人が行政庁に申告した内容なども非開示、黒塗りされ、それでは、本人がどのような申告をしたかさえ確かめることができない。

適正な行政事務が執行されたかさえ判別することがかなわず、本人の憲法上の権利を著しく侵害している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった「開示を請求する保有個人情報」は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、下記3の理由により、令和5年12月13日、法82条1項の規定に基づき、原処分をし、同日付け法務省権調第155号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 審査請求の趣旨について

審査請求書に、「非開示部分につき、開示求める。」と記載されていることからすると、審査請求人は、法務大臣が行った本件一部開示決定を取

り消し、全部開示とする決定を求めていると解される。

3 本件一部開示決定を行った理由について

- (1) 別紙に掲げる文書には、審査請求（特定法務局が行った人権侵犯事件に関する処分に対し審査請求人が行った審査請求。以下「別件審査請求」という。）の処理に関する職員間の協議・検討内容に関する情報が含まれるところ、このような情報が開示されることになれば、今後の人権侵犯事件処理において、職員が率直な意見を述べることをちゅうちょし、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項7号柱書きに該当するため不開示とした。
- (2) 別紙に掲げる文書には、法務省（法務局・地方法務局を含む。）のグループウェアに関するURL（公開されていないもの）が記載されているところ、これは、その一部が開示されたとしても、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざん等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、この情報は、法78条1項7号柱書きに該当するため不開示とした。
- (3) 別紙に掲げる文書には、職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いている非公表の内線番号が記載されているところ、このような情報が開示されることになれば、外部の者がこれらのみだりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められ、法78条1項7号柱書きに該当する事から、当該部分について不開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年2月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月15日 審議
- ④ 同年11月1日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年12月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、その一部を法78条1項7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、不開示部分は法78条1項7号柱書きに該当するとしており、原処分を維持すべきとするものと解されることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報の不開示部分及び不開示理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによれば、別表記載のとおりであるとのことである。

(1) その他の書類（決裁鑑）（別表番号（以下、単に「番号」という。）

2 2）及びその他の書類（メール）（番号2 6）の不開示部分のうちURLの部分

ア 標記不開示部分は、法務省のグループウェアに関するURLであると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第3の3（2）のとおり説明するところ、当該部分が一般に公開されていない情報であるとする点については、これを覆すに足りる理由はない。

そうすると、当該部分が開示されることになれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざん等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 裁決書の決裁に関する書類（決裁鑑）（番号1）、その他の書類（決裁鑑）（番号2 2）、その他の書類（文書）（番号2 3）、その他の書類（メール）（番号2 6）及びその他の書類（文書）（番号2 7）の不開示部分のうち法務省職員等の内線番号の部分

ア 標記不開示部分は、別件審査請求に関する対応等を行った法務省職員等の内線番号であると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第3の3（3）のとおり説明するところ、当該部分が一般に公開されていない情報であるとする点については、これを覆すに足りる理由はない。

そうすると、当該部分が開示されることになれば、外部の者がこれらを見だりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記説明に不自然、不合理な点は認められず、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) その余の不開示部分

ア 当該不開示部分には、別件審査請求に関する処理方針、処分庁内部での検討内容及び検討に用いた資料等、職員の意見、法務省と特定法務局との内部での連絡調整等の内容が、具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、上記第3の3（1）のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたと

ころ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 本件文書には、別件審査請求の処理を行うに当たって必要なものとして添付された文書が含まれているところ、その不開示部分には、別件審査請求の処理に係る職員間の協議検討内容が具体的に記載されている。

(イ) このような情報が審査請求人に開示されることになれば、その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り、職員間において審査請求に係る処理方針についての十分な検討や率直な協議、検討を行うことをちゅうちょするおそれがあるなど、今後の審査請求の処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 検討

当該部分については、これを開示することにより、職員が今後の人権侵犯事件に係る審査請求事案の処理を行うに当たり、その協議、検討内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなるとする諮問庁の上記イ及び上記第3の3(1)の説明は、不自然、不合理とはいえない。

そうすると、当該部分は、これを開示すると、人権侵犯事件に係る審査請求事案の処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙

開示請求者が行った審査請求（特定年月日受付）に対する決定に係る文書一式

別表 本件文書及び本件対象保有個人情報のうち不開示部分及び不開示理由

番号	通し頁	文書名	不開示部分	不開示理由 (第3の3 の番号)
1	1	裁決書の決裁に関する書類(決裁鑑)	法務省職員等の内線番号	(3)
2	3及び4	裁決書の決裁に関する書類(文書)	全部	(1)
3	5	裁決書の決裁に関する書類(文書)	全部	(1)
4	6	裁決書の決裁に関する書類(文書)	全部	(1)
5	10	裁決書の決裁に関する書類(仕切り紙)	手書き部分	(1)
6	13ないし19	裁決書の決裁に関する書類(文書)	全部	(1)
7	20及び21	裁決書の決裁に関する書類(文書)	全部	(1)
8	22	裁決書の決裁に関する書類(文書)	全部	(1)
9	23ないし26	裁決書の決裁に関する書類(文書)	全部	(1)
10	27	裁決書の決裁に関する書類(文書)	全部	(1)
11	28	裁決書の決裁に関する書類(文書)	全部	(1)
12	29	裁決書の決裁に関する書類(文書)	全部	(1)
13	30ないし32	裁決書の決裁に関する書類(文書)	全部	(1)
14	33ないし36	裁決書の決裁に関する書類(文書)	全部	(1)
15	37及び38	裁決書の決裁に関する書類(文書)	全部	(1)
16	39ないし41	裁決書の決裁に関する書類(文書)	全部	(1)

17	42ない し44	裁決書の決裁に関する 書類（文書）	全部	(1)
18	45	裁決書の決裁に関する 書類（仕切り紙）	手書き部分	(1)
19	46及び 47	裁決書の決裁に関する 書類（資料）	全部	(1)
20	48及び 49	裁決書の決裁に関する 書類（資料）	全部	(1)
21	50ない し69	裁決書の決裁に関する 書類（資料）	全部	(1)
22	77及び 78	その他の書類（決裁 鑑）	件名及び本文の 一部（手書き部 分を含む。）	(1)
			URL	(2)
			法務省職員等の 内線番号	(3)
23	81	その他の書類（文書）	法務省職員等の 内線番号	(3)
24	83	その他の書類（文書）	件名及び本文の 一部	(1)
25	84及び 85	その他の書類（文書）	全部	(1)
26	86	その他の書類（メー ル）	件名及び本文の 一部	(1)
			URL	(2)
			法務省職員等の 内線番号	(3)
27	87	その他の書類（文書）	法務省職員等の 内線番号	(3)